

【別紙３】第三者委託業務の責務と責任分担

対象業務	責任分担		水道法関係条文
	本組合	事業者	
施設基準	○		法５条
水質検査の実施、記録の作成・保存、検査の委託	△※ ^２	○	法２０条
健康診断の実施、記録の作成、保存	○	△※ ^３	法２１条
衛生上の措置		○	法２２条
水道施設の維持及び修繕	○	△※ ^３	法２２条の２
水道施設台帳	○	△※ ^３	法２２条の３
給水の緊急停止※ ^１		○	法２３条第１項

※１．給水の緊急停止に当たっては、受水団体との調整が必要となるため、本組合と協議の上で行う。

※２．組合側は水質検査計画の策定に対する責任を負う。

※３．事業者側の維持管理対象施設、対象業務範囲、事業者側人員に対する責任を負う。